

**「上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直し等について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について**

当取引所では、「上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直し等について」について、その要綱を2023年10月26日に公表し、同年11月25日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、3件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	1. 特設注意市場銘柄制度の見直し	
1	<ul style="list-style-type: none"> 内部管理体制等が適切に整備・運用されているかどうかの判断の観点について、新規上場審査における観点と共通化することのことが、できるだけ具体的かつ明確な内容のものが公表されることを要望する。チェックボックスとならないように、プリンシプルで定めることになる場合には、具体性のある例示や考え方を示すなどの工夫が必要。 	<p>※ 新規上場審査における観点については、これまでも「上場審査等に関するガイドライン」に規定するとともに、具体的な取扱いを、市場区分ごとの「新規上場ガイドブック」に記載することで周知を図っております。今般、これと共通化することで、特設注意市場銘柄制度における内部管理体制等の審査の観点も相当程度具体化されると考えられますが、お寄せいただいたご意見を踏まえ、特別注意銘柄に特有の論点などの具体性のある例示や考え方の提示についても、検討してま</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		います。
2	<ul style="list-style-type: none"> 指定解除の際は、内部管理体制等が適切に整備・運用されていると判断した根拠事由を特定し、公表すべき。現行制度においても解除の「理由」として説明されているが、こうした運用をさらに推し進めていくことを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ お寄せいただいたご意見を踏まえ、当取引所における指定解除の理由の説明に際して、内部管理体制等が適切に整備・運用されていると判断した根拠事由について、丁寧かつ適切に説明するよう努めてまいります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 指定解除後の実効性の確保に向けて、指定解除時に内部管理体制等が適切に整備・運用されていると判断した根拠事由において、根拠事由の継続的な遵守・履行の確保に向けた、経営トップのコミットメントについても具体的に言及したうえで、誓約書その他の書面の提出を求めるような運用を検討すべき。そのうえで、書面の提出について、取締役会や監査役会等にも情報共有するなど、社内のガバナンス体制の機能を促すことも検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現在の内部管理体制等の審査においては、解除後における改善の実効性を確保する観点から、経営陣や取締役会等に対して、今後の内部管理体制等の運用方針や実施状況の監督方針等を確認し、必要に応じてその内容の開示を求めているところです。指定解除後の実効性確保に向けた追加的な施策については、新制度の今後の運用状況も踏まえ、検討させていただくことといたします。
4	<ul style="list-style-type: none"> 特別注意銘柄へ指定された上場会社の有価証券報告書やコーポレート・ガバナンス報告書などの開示書類に記載されたガバナンス体制及び内部 	<ul style="list-style-type: none"> ※ これまでと同様、特別注意銘柄の指定に係る審査又は指定後における内部管理体

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>管理体制等に係る情報について、あたかもこれらが適切に整備・運用されているかのような記述がなされていたものの、解除審査の過程で虚偽又は不適切な記述と判明した場合には、取引所がその旨を公表することを検討すべき。もし公表に支障がある場合には、少なくとも、当該会社の取締役会及び監査役会・監査委員会等に対して、非財務情報の開示に問題があったことを通知すべき。</p>	<p>制等の審査の過程において、コーポレート・ガバナンス報告書の内容に虚偽又は不正確な記載が判明した場合には、上場会社に対して速やかな訂正を求めるものといたします。</p> <p>※ また、コーポレート・ガバナンス報告書等の虚偽又は不正確な記載が特別注意銘柄の指定等の措置の根拠となる場合には、引き続き、措置の実施等に際して、その旨を公表するものとします。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理体制等に懸念のある企業に対して経過観察期間を設ける点は、適切な内部管理体制等の定着も見込まれ、望ましい見直しと考える。 ・ 一方で、上場維持基準に適合していない上場会社についても、長期間経過観察期間の対象となる可能性がある点については懸念があり、状況に応じた厳格な対応が取られることが望ましい。 	<p>※ 本改正は、特別注意銘柄へ指定されている会社が上場維持基準に適合していない場合については、内部管理体制等の改善がされた場合であっても、当該基準に係る改善期間の間、特別注意銘柄の指定を継続するものであり、既定の改善期間を超えて、上場廃止を猶予するものではありません。</p> <p>※ 特別注意銘柄に指定されているかどうかに関わらず、上場維持基準に抵触し、当該基準に係る改善期間内に上場維持基準</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		に適合しない場合には、上場廃止となります。
	2. その他（市場区分の変更に係る審査プロセスの円滑化）	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主幹事証券会社(幹事取引参加者)が、自社にとって利益の薄い資金調達を伴わない上場適格性調査の受諾に難色を示す傾向にあり、市場区分変更を希望した場合にそもそも申請ができないという事象が自社と同規模の会社で散見されている。この事態の解決に有用な対策であると考えられるため、今般の改正に賛同する。また、制度要綱にも記載のとおり、上場適格性調査を受けずに市場区分の変更審査を受けることは、取引所による確認項目が膨大となり、人的リソースも有限である中で、手続きが滞る可能性も想定されることから、標準審査期間を定めないとするのももっともである。 ・ 一方で、審査期間が全く読めないということは上場会社の株主に対して不安を与えることにもつながるため、審査に不必要に長い期間を要する事態は避けるべきである。そのため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 上場会社としての実績を十分に考慮した審査体制とすること(特段の不祥事を起こしたことの無い上場会社であれば一定水準の基準を満たしているとみなすことが可能であるため) ② 上場適格性調査を受けない場合の重点審査項目を事前に明確にしておくこと(重点審査項目が事前にわかっている上場会社が事前に体制を整える事が可能であるため) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ ご指摘のとおり、証券会社による上場適格性調査を受けない場合には、当取引所による確認項目が増えるケースがあり得ることから、一律の標準審査期間は定めないこととしていますが、当取引所における審査においては、上場会社としての実績を勘案するものとしておりますので、たとえばコーポレート・ガバナンスや内部管理体制等の整備・運用状況、企業内容等の開示の状況などに特段の問題が見受けられない場合には、上場適格性調査を受ける場合と同程度の期間で審査が終了することが想定されます。 ※ また、各社において重点的に審査を行う必要がある項目についてあらかじめ整理が行えるよう、スタンダード市場への市場区分の変更を希望する会社を対象として、相談窓口も設置することとしていま

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>の2点を考慮した体制を構築していくことが望ましいのではないか。</p>	<p>す。</p> <p>※ これら上場適格性調査を受けない場合における審査手続や相談窓口については、新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）に詳細を記載しておりますので、ご参照ください。</p>

提出者： 1,2,3,4=上場会社法制の在り方を考える会、5=三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、6=株式会社メディアシーク

以 上